

他市町村の戸籍謄本等を希望する方へ

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法理第 17 号）が施行され、戸籍に記載がある方（ご本人）、又はその配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）の方は本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書を請求できるようになりました。

これにより、本籍地が遠くにある方でも、お住まいの市区町村の窓口で請求できます。

また、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1 か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

次の条件に該当する方は請求できます。

【条件】

- 戸籍に記載がある方（ご本人）、又はその配偶者、直系尊属（父母、祖父母等）、直系卑属（子、孫等）の方
- 公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類（注記）を当日持参できる方
（注記）マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード（写真付き）、特別永住者証明書（写真付き）

【請求から受取までの流れ】

ステップ 1 佐野市役所で戸籍証明書の請求

ステップ 2 請求の戸籍について調査するため、交付までに時間がかかります
（約 1～2 時間以上）

※戸籍証明書が複数の他市町村にわたる場合は即日交付できないことがあります
調査の結果、即日交付できないときは、戸籍証明書の交付準備ができましたら、改めて申請書に記載のご連絡先へお電話しますので、戸籍証明書の受取のために再度のご来庁をお願いします。

ステップ 3 佐野市役所で戸籍証明書の交付・説明・受取（約 1 時間）

【注意】

窓口で請求後、審査をします。審査の結果、交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

栃木県佐野市役所
市民課
田沼行政センター・葛生行政センター
赤見支所・新合支所
野上支所・飛駒支所